

## 平成30年度事業計画

### 理 念

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている多種多様な福祉課題を地域全体の問題と捉え、福祉コミュニティの構築と地域福祉の推進に努めます。

### 1 はじめに

急速に進行する少子高齢社会の中で、社会福祉を取り巻く情勢は地域社会のつながりの希薄化や家族等の変化に伴い、社会的孤立やいじめ、介護や子育てに対する不安など、多様な要因を背景として、当事者個人の努力や公的な福祉サービスだけでは対応しきれない状況が生まれてきており、住民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が求められています。このような中、本会で取り組んでいる地域福祉活動を一層充実させ、多様な生活課題や福祉課題に対応していくことが必要となっております。

地域福祉の基本は、誰もが住み慣れた地域で、安全・安心を実感しながら自主的、自立的な日常生活が継続的に行われるよう、相互に支え合う地域づくりです。

本会においては、地域福祉を推進する中核的な団体としての意識を強く持ちながら、多くの地域福祉推進組織とともに、持続可能な地域社会の創造に向けて、使命の達成に積極的に取り組んでいきます。

平成30年度においては、伊奈第4保育所をつくばみらい市との公私連携により「ふれあい第2保育園」として運営を開始するとともに、新たに介護福祉課より生活機能が低下している高齢者に対し集中的にリハビリテーションを行い、生活機能の改善及び向上を目的とする「元気アップ教室」を受託。それらの事業増加に伴い職員の増員及び組織体制の強化を図ります。

また、平成29年度から実施している生活支援体制整備事業においては、市内5地区に協議体が発足し、平成30年度においては住民主体のもと協議を深め、地域の課題解決に向けた取り組みを図ります。

さらに、地域福祉活動計画においては、最終年（5カ年目）を迎えるにあたり、市とともに見直しを行い、「第2期つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定に取り組み地域福祉の向上を目指します。

以上の基本方針を具体化するため「目標」及び「重点的に取り組む事項」を掲げ、効果的な展開を図るとともに、この裏付けとなる実行予算の編成を行うものとします。

### 目 標

#### (1) 地域福祉活動計画に基づく事業の遂行及び見直し

平成26年度から実施している「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は5ケ年計画であり、平成30年度は最後の年度となります。計画の基本理念の達成に向け各事業を遂行するとともに、「第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」に向け見直し作業に取り組みます。

#### (2) 住民参加・協働による事業展開

地域住民、民生委員児童委員、福祉施設、ボランティア及び住民活動団体や福祉サービスを提供する事業者、さらには平成29年度に発足した市内5地区の協議体を含め、地域のあらゆる組織と相互理解及び協働により、住民主体・住民参加の地域福祉活動の実現を図る事業を展開します。

#### (3) 地域で支え合う利用者本位の福祉サービスや総合的な支援体制の確立

地域の福祉ニーズに対して、福祉、保健、医療などの関係分野が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に

展開される支援体制の確立に努めます。

#### (4) 地域コミュニティの構築

地域に住む支援が必要な高齢者にとって、近所に住む方を気にかける気持ちが重要と考えます。以前は当たり前にあった近隣同士の助け合いや支え合いの心が薄れ、近所付き合いのあり方までもが、社会問題として取り上げられてきました。それらの課題については上記協議体を主体に、もう一度見つめ直し地域コミュニティ構築の一助を担います。

#### (5) 地域の福祉ニーズに対応する事業の確立

制度の隙間にあり、行政的な支援を受けられない状態にある人々への支援に心がけ、既存の事業を通じて地域の福祉課題に対し、地域住民や団体・組織と協働して新たなサービスや事業の開発に取り組みます。

#### (6) 情報公開及び情報提供

地域に一番身近な組織として運営の透明性と中立性・公正性の確保を図り、事業内容や財政内容、また、福祉制度やボランティアなどに関する福祉情報を発信します。

#### (7) 個人情報の保護の徹底

社協が保有する地域住民や利用者及びその家族などの個人情報の保管や活用にあたっては、個人情報保護規程に基づき遵守します。協力者や関係団体に対しても守秘義務の遵守を徹底すると共に、厳格な取り扱いのもと情報漏洩の防止に努めます。

#### (8) 苦情解決体制の強化とサービスの向上

苦情などに関して、第三者委員の活用や苦情受付窓口などの強化を図ります。また、サービス利用者の権利擁護に十分配慮するとともに、意見箱を活用し、サービスの向上を図ります。

#### (9) 事業評価による効果的、効率的な運営

継続した事業評価を行い、事業の見直しを図ると共に職員一人ひとりのコスト意識を高め、効果的・効率的な運営を目指します。

#### (10) 自主財源の確保

会費・寄附金・共同募金配分金などの財源の確保を図り、自主財源の比率を高めるよう努めます。

#### (11) 法令遵守による適切な運営

法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりに努めます。

#### (12) 組織体制の確立

民間組織の自主性と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性の性格をあわせ持つ「地域福祉を推進する団体」として、地域住民及び地域の福祉関係団体から信頼される組織づくりを目指します。

#### (13) 職員の意識改革

各職員が事業における具体的目標を設定し、具現化するための目標管理を行い職務に対する意識改革を図ると共に「社協職員としての自覚」「マンパワー」「事業視点」「地域住民・行政との協働」「福祉関係事業所及び団体と行政との調整」「コスト削減」などを再認識し、3ム主義（ムリ・ムダ・ムラをなくす）の徹底を図ります。

## 2 事業方針

- (1) 地域の住民や団体の相互理解と協働・連携による福祉活動を推進します。
- (2) 利用者本位の福祉サービスを実現します。
- (3) 福祉ニーズを把握し総合的な支援体制の実現に努めます。
- (4) 情報公開と説明責任を果たし信頼される組織を目指します。
- (5) 法令を遵守し効率のよい自立した経営を行います。

## 3 重点的に取り組むべき事項

社協は、公益性が高く中立的な立場にある民間の非営利団体として、その使命と理念を実現するため既存事業の継続はもとより事業の見直し（P D C Aサイクル）や、福祉を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し以下のとおり重点的に取り組む事項を掲げます。

### (1) 総務係・事業係

法人の健全経営や地域福祉の担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自立的な経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの向上ならびに事業経営の透明性を確保するため、次の課題に取り組みます。

#### ① 透明性の高い法人運営

社会福祉法人制度の動向を踏まえて、会務運営や財務活動等における法令遵守のさらなる徹底を図るとともに、情報開示に積極的に取り組むことにより、透明性の高い法人運営を進めます。

#### ② 財務規律の確率と持続可能な財政運営

財務規律の確立を図るとともに、基金や積立金等の安定的な運用と利用料や補助金、委託料の確保、予算の効果的、効率的な執行と経費削減に努めることにより、持続可能な財政運営を進めます。

#### ③ 職員の資質向上

組織運営や業務に関連する研修会に積極的に参加し、職員の一層の育成に取り組むことはもとより、職員も自ら自己啓発に励み資質向上に取り組むことにより、業務全般の質的充実を図ります。

#### ④ 指定管理施設の運営

平成30年度は、指定期間の2年目となります。引き続きサービスの向上、コスト削減、運営の効率化を図るとともに、自主事業を積極的に展開し利用者及び利用料の増加に努めます。

#### ⑤ 児童福祉の推進

子育て世帯が安心して働き、仕事と育児を両立できる環境の整備と地域の子育て力を高めるため「ファ

ミリーサポートセンター」の事業促進に努めます。また、「子育て支援室」においては、親子の交流及び相談援助など子育て支援機能の充実を目指します。

#### ⑥ リスクマネジメントの徹底

重大事故を未然に防ぐよう、些細なことでも「報告・連絡・相談」の徹底を図ると共に、交通事故防止を目的とした「安全運転講習会」を開催するほか、第三者を同乗させる前には呼気検査を行います。

### (2) 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康及び生活の安定を資するため、保健、医療の向上や福祉の増進に向け、地域ケアシステム、日常生活自立支援事業、地域包括支援センターが一体となり包括的に支援します。

#### ① 地域包括支援センターの包括的支援（運営）

##### (ア) 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者の自立支援を目的として、要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象者と判断できる方を対象に、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて選択に基づき、訪問型サービスや通所型サービスの他、生活支援サービスを含め適切な事業が包括的・効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

##### (イ) 総合相談支援

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう初期段階の相談対応・継続的・専門的な相談支援、情報提供等の初期相談から、継続的・専門的な援助まで対応する総合的な相談・支援を行います。

##### (ウ) 虐待対応

前年に続き、要介護状態にない高齢者が虐待の対象となるケースや同居の家族が認知症状等の理解が不十分で起こるケース、高齢者の状況を認識せずネグレクトに陥るケースなど事例が多様化しており、これらの相談対応の他、虐待予防やスムーズな支援に繋ぐため、発見時に迅速に対応する為のネットワーク構築の他、問題起因や必要な制度、相談の窓口や方法について周知啓発します。

##### (エ) 権利擁護

家族・親族の関係希薄化が問題になっており、独居高齢者や高齢者世帯の夫婦が共に認知症状を疑われるケースや急病により判断能力が低下してしまうケースが増えてきています。それに伴い地域での生活維持が困難となり、支援も複雑化している状況です。成年後見制度による申し立て支援に留まらず地域のニーズに応えられる支援、将来に備える支援など求められる情報を発信し、地域で暮らしやすくなるための権利擁護に努めます。

##### (オ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況変化に応じた適切なケアマネジメントの実施、ケアマネジャーの技術向上のための支援、困難事例等への助言、ケアマネジメントの公正・中立性の確保を図るため、地域のケアマネジャーの後方支援とともに他職種の連携・協

働による長期継続ケアの支援を行います。

## ② 地域包括支援センターの包括的支援（社会保障充実分）

### （ア）在宅医療・介護連携推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する在宅医療と介護関係者の連携を推進していきます。また、定期的に事例検討会を開催し、多職種との見える関係づくりに努めます。

### （イ）認知症総合支援

認知症の方や家族が、住み慣れた地域で本人の意思が尊重された生活が維持できる体制の構築を目指し、認知症への理解を深めるための普及・啓発を行い早期発見・対応ができるよう、市や関係機関と連携し体制整備に努めます。

### （ウ）地域ケア会議推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らすため、地域住民や専門職等が連携し個々の抱える地域の課題を共有し解決するために、公的サービスや住民活動等を効果的に行い、地域のネットワーク構築やケアマネジメントの資質向上を図り、地域課題の収集から資源開発・政策提言を目指します。

## ③ 日常生活自立支援の強化

判断能力が低下し意思確認が困難なケースは、成年後見制度の利用を視野に状況に応じた適切な支援を行います。今後は、ニーズ拡大や必要性の高まりが予想されるため体制を強化します。

## ④ 生活困窮者自立支援制度への対応

所得の減少や失業の長期化、離職等の経済的な問題により、生活上の様々な困難に直面している方に対し、既存の事業（日常生活自立支援事業、生活福祉資金、小口貸し付け事業、地域ケア事業）で培われてきたノウハウを活用し関係機関と密に連携を図り対応します。

## （3）ボランティア市民活動センター

ボランティア市民活動センターの機能及び体制整備の充実を図るとともに事務の効率化に留意してボランティア活動を推進していきます。

### ① 発掘及び育成支援

ボランティア連絡協議会や登録ボランティアと協力し、社協 HP 上のグループ紹介欄を再構成し、活動内容を詳細に伝え発信することで、若年層を含む多くの市民へ情報を周知します。

また、これまでボランティア活動の経験がない方を対象とした「はじめてのボランティア講座」や、地域や身近な場所での助け合い活動を行う「ちょこっとボランティア講座」などを開催し、新たなボランティアの担い手の発掘や育成に努めます。

### ② プラチナ世代に対する事業

地域参加を目的として、色あせず元気でアクティブに輝き続ける方を対象に「男性料理教室」や「日曜

大工教室」「バルーンアート教室」などを開催しプラチナ世代の方々が長年培ってきた知識や経験に趣味的要素をプラスし地域活動に活かせるような事業を進めていきます。

### ③ 災害ボランティアセンターの充実

社協は、災害時に設置する災害ボランティアセンターの体制整備や避難所などの運営、また、災害時のボランティア調整など大きな役割を担います。これらを迅速に行えるよう組織した災害ボランティア登録制度の充実や研修に努めます。

### ④ 高齢者福祉の推進

高齢者の支援においては、地域住民主体の事業である「小地域会食サービス」と「ふれあいいいききサロン」の拡充を図り、助け合い支え合いの心のかよう地域づくりの推進に努めます。

また、サロンの基本的な仕組みや立ち上げ方法、継続のコツや運営ノウハウを実践的に学べる「サロンスタートアップ講座」を開催し、サロンの拡充に努めます。

### ⑤ 障がい福祉の推進

知的・発達障がいのある子ども達が、市民ボランティアと共に触れ合う「料理教室」や「工作体験」など週末余暇支援の活動場所の拡充を図ります。また、障がいに対する正しい理解と対応、余暇支援員の活動を学べる「余暇支援員講座」を開催し、支援員の発掘や育成に努めます。これらの活動や広報等を通して引き続き、障がい福祉の啓発に努めます。

### ⑥ 生活支援体制整備事業

高齢者を始めとする市民の方々が、年齢を重ねても住み慣れた地域で生き生きと生活ができるよう、地域住民や様々な団体・機関など多様な主体と連携し、生活支援サービスの整備や介護予防・社会参加の促進に努めます。また、生活支援コーディネーターを設置し、市内5地区の協議体（地域支え合い会議）の運営を行います。

## (4) 地域活動支援センター

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう生産活動や創作活動の機会を提供し社会との交流の促進を図ります。

### ① 特性に合わせた支援

生産活動（軽作業・自主生産）を通し、利用者一人ひとりの特性を配慮し働く意欲と作業能力・知識向上を支援します。また、創作活動（調理実習・書道等）を通し、楽しみながら技術の習得をすることができるよう支援します。

### ② 社会適用支援

社会見学・買い物等の外出の機会を多くし、地域の人たちと接することで、社会との交流を持ち社会のルール・マナーを身につけるよう取り組みます。また積極的に奉仕活動、体験活動に参加する機会を持ち、障がいに対する理解について啓発し、地域との交流が広がるよう支援していきます。

### ③ 健康及び交流支援

毎日行っている検温・手洗い・うがい・ラジオ体操・散歩を継続し、体調管理に留意すると共に、整容の意識付けを行っていきます。また、利用者の高齢化に伴い、月一回の「ヨガ教室」、「体力測定」を通し、健康維持に努め、家族との連携を図り、尚一層の利用者の体調及び心身の変化に対応し、支援します。

## (5) ふれあい第1保育園・ふれあい第2保育園

児童福祉の推進を目的に、下記事項を念頭におき保育園の運営を実施します。

### ① 運営方針

当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すと共に、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営及びその支援を行う。又、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

### ② 保育の特徴

- ・子どもたちがたくさんの体験に出会い、発見したり驚いたり、おいしい！うれしい！きれい！と素直な心が育つように、そしてどの子もいっぱい遊びを楽しむことができるよう努めています。
- ・年齢別保育が基本ですが、異年齢との混合組になることもあります。少子化の時代を踏まえ、できる限り異年齢児との交流を取り入れながら豊かな人間性をもった子どもを育てることを基本方針としています。

### ③ 職員研修

- ・緊急時対応マニュアル各種の実践ロールプレイ
- ・3歳未満児担任園内研修（毎月1回 行事内容計画・保育知識の習得・技能向上実習）
- ・3歳以上児担任園内研修
- ・つくばブロック保育協議会に加入し、年間講演会2回、講習会3回、研究会（保育士、主任保育士）
- ・常総広域職員共同研修

### ④ 安全対策と事故防止

当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、内閣府の「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」をもとに事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備し適切な対応に努める。

- ・事故発生防止のため職員に対する研修を実施。
- ・当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- ・当園は、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「大量調理施設衛生管理マニュアル」をもとにマニュアルを策定し、日々安心安全な給食を提供している。
- ・当園は、不定期に調理従事者及び調理器具のATP検査を受け適切な環境を保っている。
- ・事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明の事故を含む)については、市こども福祉課にも報告します。